

## 平成29年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成29年度4月から8月まで
3. 監査結果報告 平成29年12月11日

所属等	定期監査結果	措置状況
伊賀南部環境衛生組合	効率的な人員配置や業務分担を進める中、職員同士が協力し合うことにより、さらなる経費削減に繋がる方策を検討されたい。	構成市の定員管理方針等に基づき、民間活力の活用や、再任用職員・臨時職員の適切な人員配置、業務分担を実施して効率的な業務遂行に努めています。
伊賀南部環境衛生組合	業務の委託を行う場合は、委託内容を十分検討し、必要以上の委託を行うことなく経費の節減に努められたい。	業務委託については、設計時に業務遂行に必要最小限の設計・積算を行うことで不必要的委託業務をなくすことにより、適切や予算執行に努めています。
伊賀南部環境衛生組合	工事や修繕については、競争入札による契約を基本とし、安い随意契約は慎まれたい。	競争入札に付することを前提とした設計・積算を行い、できる限り入札に付することで随意契約に頼らないよう努めています。
伊賀南部環境衛生組合	施設の維持管理については日々の点検の強化を図るとともに、修繕計画と現状について十分に検証されたい。	施設の維持管理には、過去の修繕や日常点検結果等の実績を元に委託事業者及びメーカーと綿密な協議を行い、適切な保守点検・補修工事となるよう修繕計画の検討を行っています。
伊賀南部環境衛生組合	クリーンセンター及び浄化センターについては、施設の協定による操業期限を見据え、構成市とともに将来設計を視野に入れた計画策定を進められたい。	構成市である名張市及び伊賀市のごみ処理及び屎処理事業について、両市の一般廃棄物処理計画や将来の構想に基づくほか、今後の社会情勢も視野に入れた検討を進め、当施設のあり方も検討していく必要があると考えています。構成市とも協議を続けています。